人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―三―四一

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（審議官）	（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官）
第八条　事務総局に審議官二人を、人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を置く。	**第八条**　事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局に公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。
2　事務総局に置く審議官は、命を受けて、事務総局の事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	2　事務総局に置く審議官は、命を受けて、第四条の各課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
3　（略）	3　（略）
（削る）	4　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。
（削る）	5　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（削る）	6　職員団体審議官は、命を受けて、職員団体に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、職員団体からの意見聴取その他の関係事務を総括整理する。
（削る）	7　試験審議官は、命を受けて、試験に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（公文書監理官）	（新設）
第八条の二　事務総局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	
2　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。	